

お客様各位



全国旅行支援に関するギフトトラベル商品取扱いについて

前略

平素のご愛顧誠に有難うございます。

令和四年十月、国土交通省／観光庁施策にて発信されました、全国旅行支援につきまして、ギフトトラベル商品に関しては、支援対象外となりますことを下記にてご案内申し上げます。

重々ご理解のほど、どうぞ宜しくお願い致します。

草々

記

1. ギフトトラベル商品に関して

カタログギフト掲載のギフトトラベル商品に関しましては、特定商取引法のカタログギフトより一つの商品をお選びいただく引換券の扱いとなります。

よって、全国旅行支援規程の「金券・現金と同等に扱われる金券類・有価証券・商品券・引換券は補助の対象外とし、その旅行全体が補助の対象外となる」に該当いたします。

つまり、カタログギフト内・ギフトトラベルの基本権利対象（おとな2名）の対象外はもちろんのこと、まつわる追加手配の旅費に関しましても補助の対象外となります。

地域クーポンの配布もございませんので予めご了承ください。

2. JTBギフトトラベルセンターについて

JTBギフトトラベルセンターは、カタログギフト会社・クレジット会員組織など業務提携先より、カタログギフト掲載の宿泊旅行商品に関する手配業務を専門に受託しているセンターとなります。そのため、全国旅行支援受付対象の部署ではございません。

3. JTBでの全国旅行支援対象商品について

宿泊を伴う旅行商品の対象は、エースJTB・JTB My STYLE・ガイアレック・他社主催商品などの募集型企画旅行および、受注型企画旅行・手配旅行となりますが、ギフトトラベル商品はそれ以外の商品となることと、上記規程に則り対象外とさせて頂いております。

以上

令和四年十月十一日

JTBギフトトラベルセンター
センター長